

共通仕様書

第1章 総則

本工事は、公益財団法人日本陸上競技連盟により公認された、第3種公認陸上競技場である浅中公園総合グラウンド陸上競技場において、最新の公認基準に合致したトラック&フィールド施設として整備を行ない、公認を継続することを目的とする。

- イ) 本工事は、設計図書及び特記仕様書によるほか、岐阜県「岐阜県建設工事共通仕様書」、(公財)日本陸上競技連盟「陸上競技ルールブック」、「陸上競技場公認に関する細則」、「公認陸上競技場および長距離走路ならびに競歩規定」、(公財)日本スポーツ施設協会「屋外スポーツ施設の建設指針」(いずれも最新版を適用すること)その他関係法令に準拠して行うこと。
- ロ) 本工事中に設計図書・仕様内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示によるものとする。
- ハ) 本工事完成までに必要な諸手続きは受注者が一切代行し、その費用を負担すること。
- ニ) 工事施工上、設計に変更が生じた場合、設計図書の作成は受注者において行なう。尚、設計変更に伴う工事費の清算は、監督員との協議により決定する。
- ホ) 受注者は、本工事を実施するにあたり、土木工事安全施工技術指針に基づき、工事現場における安全対策を実施しなければならない。
- ヘ) 受注者は、事前に設計図書に基づき現地調査・測量を実施し、その調査結果を監督員に提出し、指示を受けること。
- ト) 工事に使用する材料は、材料証明・サンプル等を提出し、監督員の承認を受けること。
- チ) 工事竣工後、監督員の指示に従って竣工図並びに必要な図書を作成し、提出する。
- リ) 本工事は、競技場内外において十分な安全対策を行なうこと。溶剤等揮発性科学物質を使用するので、その保管取扱いには、特に注意を払うこと。
- ヌ) 本競技場は、日本陸上競技連盟が定める「陸上競技場に関する規定、細則」に準拠した施設であり、公式競技会の開催・運営に支障の無い十分な精度のある施設とする。
- ル) 施工中における環境負荷の軽減について、現場作業員への環境教育、建設機械のアイドリング時間の短縮、自転車利用の促進、粉塵の飛散防止、排出ガス対策型建設機械の利用促進、低騒音型建設機械の利用促進、低振動工法の利用促進、資材の再資源化の促進、再生資材の積極利用、建設廃材の適正処理の徹底、過剰な梱包の削減指導、現場内における定期清掃・分別収集・ポイ捨て防止の実施等、業務に関連した環境負荷の軽減に努めること。
- ヲ) 受注者は、業務において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成までに所定の様式により提出することができる。

- ワ) 中間検査の実施は「大垣市中間検査要綱」に基づき実施するもの。なお、中間検査は給付の対象としない。
- カ) 入札に際し、現場調査を必要とする場合は事前に契約管財課契約グループへ連絡すること。
- コ) 施工中既設物を破損した場合は、監督員に報告し受注者の責任において補修すること。
- ク) 本工事の下請業務及び建設資材等の購入において、市内業者を活用するよう努めること。
- ケ) 本工事の施工に関しては別途工事との兼ね合いについて十分協議を行い、不明箇所があり次第、監督員の指示を受けること。
- コ) 工事請負代金額が500万円以上の工事は、工事实績情報システム（コリンズ）に登録し、その写しを提出すること。
- ツ) 公共工事における統一の一斉休工（略称：まんなかホリデー）
 本工事は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取り組むものとする。
 対象期間は、準備期間を除き工事着手日から工事終期（契約工期末）までの期間とする。
 なお、本取組みは強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。
 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- ネ) 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み
 持続可能な開発目標（SDGs）の普及啓発を図るため、受注者は可能な限り工事看板等にSDGsのアイコン等の掲示を行うこと。なお、掲示するアイコン等は工事の内容に依るもの又は受注者の自らの取り組みに依るものとし、使用に当たっては、ロゴ使用のためのガイドライン（国際連合広報センターHP）の内容を遵守すること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 材料

第1条 ウレタン舗装材

- 1) 表層材は、日本陸上競技連盟が定める、陸上競技場公認に関する細則第8条2(6)に基づき、既設舗装材製品と同等とすること。

表-1 ポリウレタン系表層材標準物性値

試験項目	規格		試験方法
硬度	20℃	40~75	JIS K6253
	70℃	20℃の時の-10%以内	デュロメーターA
引張強さ	2.0MPa以上		JIS K6251
伸び	500%以上		JIS K6251
引裂強度	12N/mm以上		JIS K6252
耐磨耗性	600m g 以下		JIS K7204テーパー磨耗試験 CS-17,9.8N、1000回
耐候性：屋外暴露	ひびわれ、チョーキング、 退色などの著しい劣化が生じ ないこと。		1年以上屋外南面に暴露または 過去に施工された競技場等の劣 化状況判断による。
耐候性：促進暴露			JIS A1415 WS-A型 ウェザーメーター 1000時間
下地との接着性	20℃	50N/25mm以上	JIS K6854、90度剥離
	50℃	15N/25mm以上	下地-アスコン
		またはアスコン凝集破壊	

- 2) 表面仕上げはスプレーエンボスとし、耐久層から同色で仕上げること。
- 3) 構造は下からベース層、耐久層、エンボス層の3層構造とする。既設と同一硬度・同一仕上の材料を使用すること。
- 4) 製品は国際陸上競技連盟に認証されたものを使用しなければならない。
- 5) レーンラインマーキングは、ウレタンポリオール+ポリイソシアネート塗料を使用すること。

第3章 施工

第1条 工事期間

- 1) 本工事の施工にあたり、令和6年9月1日から令和7年2月28日までの期間を浅中公園総合グラウンド陸上競技場の休場期間とする。
- 2) 令和7年2月上旬に、(公財)日本陸上競技連盟の第3種公認検定を受検する予定である。したがって、令和6年9月1日から令和7年1月31日までの期間で工事を完成させること。なお、公認検定に合格しなかった場合は、受注者の責任において補修すること。ただし、用具類については範囲外とする。
- 3) 令和7年3月1日から浅中公園総合グラウンド陸上競技場の営業を再開するため、令和7年2月28日までに工事完成検査を受検すること。

第2条 ウレタン切削オーバーレイ

- 4) ウレタン切削は、切削機にて所定の厚みを切削すること。
- 5) 切削後、ウレタン表面に付着した汚れ(土砂、塵、オイル等)を除去すること。
- 6) ウレタンベース層と耐久層を密着、一体化させるため、層間接着剤(TCプライマー)を当日の施工範囲に合わせ、均一に散布すること。

- 7) 二液混合型耐摩耗性ポリウレタン樹脂を均一に敷き均すこと。水張り試験により平坦性のチェックを行ない、不陸がある場合は同一材料で修正すること。
- 8) 二液混合型ポリウレタン樹脂材を専用吹付機械で、均一かつエンボス状に吹付けること。
- 9) 耐候性の強化と遮熱効果を持つトップコート材を吹付けること。

第3条 注意事項

- 1) ウレタン舗装の実施にあたり、各工程共に可使時間内に降雨が予想される場合は、作業を中止すること。
- 2) ポリウレタン舗装の施工は、気温が5℃以上の時に施工すること。なお、硬化養生中も同様とする。
- 3) 原材料は、水分の影響を受けやすいため、保管には十分な注意を払うこと。
- 4) 原材料の一部は人体に有害な物質を含むものもあるため、手袋やマスク等で保護する等、取扱いには十分な注意を払うこと。
- 5) 既存の全天候ウレタン舗装を損傷させないように、舗装面の養生を十分に行なうこと。
- 6) 再生アスファルトは、プリスタリングを生じやすいので使用しない。

第4章 施工補償

ウレタン舗装について、発注者の故意や過失に基づく場合や、天災・地変・暴動・その他の請負者の不可抗力による場合を除く、通常使用下での瑕疵担保期間は次を標準とするが、監督員との協議により決定する。

- イ) 材料及び施工技術の不備に起因する亀裂、剥離、膨れ、不陸等
工事完成後引渡し日から起算して5年
- ロ) 表面、トップコートの磨耗・退色・脱落等（競技運営上支障があると判断されるまで）
工事完成後引渡し日から起算して3年
- ハ) コースライン・ポイントマーキングの消滅（競技運営上支障があると判断されるまで）
工事完成後引渡し日から起算して3年

特記仕様書		上記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が発生したときは、発注者（市）と協議し適切な措置を講ずるものとする。	
施工条件			
明示項目	明示事項	制約条件等	
工 程	1. 関連する別途発注工事あり	a 工種 ()	b 着工予定 ()
	2. 他機関協議による工程条件あり	a 工種 ()	b 期間 ()
	3. その他		
用 地	1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	a 区間	b 着工見込期間
	2. その他	c 内容	
公 害 対 策	① 施工法の制限あり	Ⓐ 騒音 Ⓑ 振動 c 水質 Ⓓ その他 (排ガス	e ()
	2. 事業損失防止に関する調査あり	a 調査の項目 ()	
	3. その他		
安 全 対 策	1. 鉄道等の近接作業制限あり	a 工法制限あり	b 作業時間制限あり
	2. 発破作業制限あり	a 防護工指定あり	b 作業時間制限あり
	3. 交通誘導警備員	a 配置人員構成 ()	b 交通誘導警備員Aの配置義務あり
	4. その他		
工 事 用 道 路	1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	a 搬入経路指定あり ()	b 時間帯制限あり ()
	2. 一般道路の占用	a 全面占用	b 片側占用 c 時間制限あり
	3. 仮設道路の設置条件あり	a 一般交通共用あり	b 安全施設必要 ()
	4. その他	c 路面工 ()	d 工事完了後存続又は撤去 ()
仮 設 工 関 係	1. 仮設物の指定または一部指定あり	a 工種 ()	
	2. 仮設物の転用、兼用あり	a 工種 ()	b 内容 ()
	3. その他		
残 土 等 産 業 廃 棄 物 関 係	1. 残土の処理条件あり	a 場所 ()	b 投棄料計上あり
	② 産業廃棄物の処理条件あり	c 運搬距離 ()	d 押土、整地必要
	③ 提出書類あり	Ⓐ 種類 (コンクリート殻、廃プラスチック	Ⓑ 運搬距離 (Co殻: 5.7km以下、廃プラ: 6.0km以下
		Ⓐ 廃材の分別解体等の方法	Ⓑ 再生資源利用計画書・促進計画書 (実施書は提示のみ)
工 事 支 障 物 件	1. 占用支障物件あり	a 電気 b 電話 c 水道 d 下水道 e ガス	f その他 ()
	2. その他		
排 水 工 関 係	1. 濁水、湧水処理条件あり	a 方法 ()	
薬 液 注 入 関 係	1. 施工 (管理) 方法の条件あり	a 工法区分 ()	b 注入材料及び注入量 ()
		c 施工範囲 ()	d その他 ()
再 生 材 使 用 関 係	1. 再生材使用指定あり	a 種類 ()	
	2. その他		
そ の 他	1. 現場発生材あり	a 品名 ()	b 納入場所 ()
	2. 支給材あり	a 品名 ()	b 引渡し場所 ()
	3. 現場環境改善費あり	a 仮設備 ()	b 営繕 ()
		c 安全 ()	d 地域連携 ()
	4. 盛土材等工事間流用あり	a 運搬方法 ()	b 運搬距離 ()
	⑤ 他機関との協議状況	Ⓐ 協議済み ((公財) 大垣市体育連盟	b 協議中・未協議 ()
	6. 台帳に関する提出物あり	a	b
	⑦ 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない	
	⑧ ワンデーレスポンスの実施	大垣市ワンデーレスポンス実施要領に基づき実施すること	
	⑨ 週休2日制工事の実施		
	⑩ 余裕期間設定工事の実施		
⑪ その他	Ⓐ 受注者において安全対策を徹底すること。	Ⓑ 施工着手時に起工測量を行なうこと。	Ⓒ 現場内への工事車両出入りは、十分注意すること。
	Ⓓ 建設中施設や近隣施設に損傷を与えないよう、十分に注意すること。		